

○ 室蘭市火災予防条例 新旧対照表

(昭和37年条例第20号)

改 正 後	改 正 前
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床又は台の上に設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台の上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台の上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第</p>

9号の規定を準用する。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第51条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（位置又は構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

（1）～（12）（略）

（13）蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

（14）・（15）（略）

別表第3（第3条—第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条—第21条関係）

種類				隔離距離（cm）						
				入力	上方	側方	前方	後方	備考	
（略）										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体 上方の側方 又は後方の 隔離距離を 示す。
				据置型レンジ	21 kW以下	100	15注	15	15注	

9号の規定を準用する。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第51条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（位置又は構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

（1）～（12）（略）

（13）蓄電設備

（14）・（15）（略）

別表第3（第3条—第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条—第21条関係）

種類				隔離距離（cm）						
				入力	上方	側方	前方	後方	備考	
（略）										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体 上方の側方 又は後方の 隔離距離を 示す。
				据置型レンジ	21 kW以下	100	15注	15	15注	

	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	二	100	50	50	50
			炭火焼き器	二	80	30	二	30
上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50
(略)								

	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 kW以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0
(新設)								
上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50
(略)								

備考 1～3 (略)

備考 1～3 (略)